

# 教育の内部質保証マニュアル

令和 3 年 2 月 承認  
令和 3 年 6 月 改定  
令和 4 年 2 月 改定  
教育改革推進委員会

## I. はじめに

### 1. 内部質保証とは

内部質保証とは、「大学がその使命や目的を実現するために、教育及び研究、組織及び運営、施設及び設備その他大学における諸活動の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、組織的に改善及び向上に取り組むこと」と定義づけられています。

学校教育法に規定され、7年以内毎に受審を義務づけられている大学機関別認証評価においても、大学として、この内部質保証体制が整備され、有効に機能していない場合は適合認定されない重要な項目となっています。

### 2. 教育の内部質保証とは

教育の内部質保証とは、上記の大学全体の内部質保証の取組のうち、「教育研究活動の質及び学修成果の水準等を継続的に保証するとともに、組織的に改善及び向上に取り組むこと」と定義されています。

認証評価機関の一つである大学改革支援・学位授与機構が定めた「教育の内部質保証ガイドライン」（平成29年3月31日）においては、教育の内部質保証を実現するためには以下の取組が必要であるとされています。

#### 1 教育の内部質保証に関する方針と体制

大学が教育研究活動の質と学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うための枠組みとして、質保証の方針や体制を定めている。

#### 2 教育プログラムの点検・評価（モニタリングとレビュー）

教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、教育プログラム等の毎年の点検（モニタリング）や定期的な点検・評価（プログラム・レビュー）を行っている。

#### 3 教育プログラムの新設等の学内承認

新たな教育プログラムの設置において、その質を保証するための学内承認の仕組みを定め、行っている。

#### 4 教職員の能力の保証と開発

教育研究活動を担う教員と教育支援及び学生の学修支援業務にあたる教職員の能力を保証し、育成・能力向上をするための方策を継続的に行っている。

#### 5 学修環境・学生支援の点検・評価

学生が学修を行う施設・設備や資源等の学修環境、ならびに学生の学修等の相談・助言等の学生支援の施策の状況について、継続的な改善・向上を行うために、点検・評価を行っている。

#### 6 大学や学部・研究科の教育研究活動の有効性の検証

大学や学部・研究科の使命や目的を実現するため、上記の点検・評価の結果を総合し、また、必要に応じて全学のテーマ別の点検・評価を行うこと等により、大学や学部・研究科の教育研究活動がその使命や目的に照らして適切に行われ、成果を上げていることを検証している。

また、教職課程についても、教職課程認定基準において大学間、学部・学科等間での授業科目の共通開設が大幅に緩和されたことなど様々な背景から、大学が自らの責任で教職課程について自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証するという内部質保証体制を確立することが必要であると

され、令和4年4月から、教職課程の自己点検・評価が義務化されました。これについても点検項目や観点については「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）において示されております。

### 3. 本マニュアルの射程

上記1～6の内、「1 教育の内部質保証に関する方針と体制」、「3 教育プログラムの新設等の学内承認」、「5 学修環境・学生支援の点検・評価」については、全学あるいは各種委員会等の単位で別途規則・規程等を定めて対応します。

本マニュアルは、上記の内「2 教育プログラムの点検・評価（モニタリングとレビュー）」、「4 教職員の能力の保証と開発」、「6 大学や学部・研究科の教育研究活動の有効性の検証」に関する取組について、内部質保証に係る規則・規程等に基づき、その体制、実施方法等の在り方について記すものです。具体的には、各種アンケート・調査等の結果に基づき、学科等の教育プログラムを有する組織が、当該組織の責任者の下、点検や改善を行う手順等について述べます。

なお、教職課程の内部質保証についても教育の内部質保証の一環として実施しますが、先に述べたとおり別途ガイドラインが示されていますので、本マニュアルとは別にマニュアルを定めて実施するものとします。

## II. 教育の内部質保証の実施

### 1. 教育の内部質保証体制

教育の内部質保証は、その最終的な責任者を学長として、全学、学部（研究科・専攻科）、学科（専攻）、コース・選修・メジャー、授業担当教員の単位ごとに、その実施組織・実施者が行います。

実施組織に応じた実施責任者が定められ（表1）、その責任者の下に図1の流れにより、「モニタリング」と「レビュー」を行います。ただし、「レビュー」については、主として全学あるいは部局単位で行うものであり、教育プログラム単位における教育の内部質保証活動はモニタリングが中心となります。

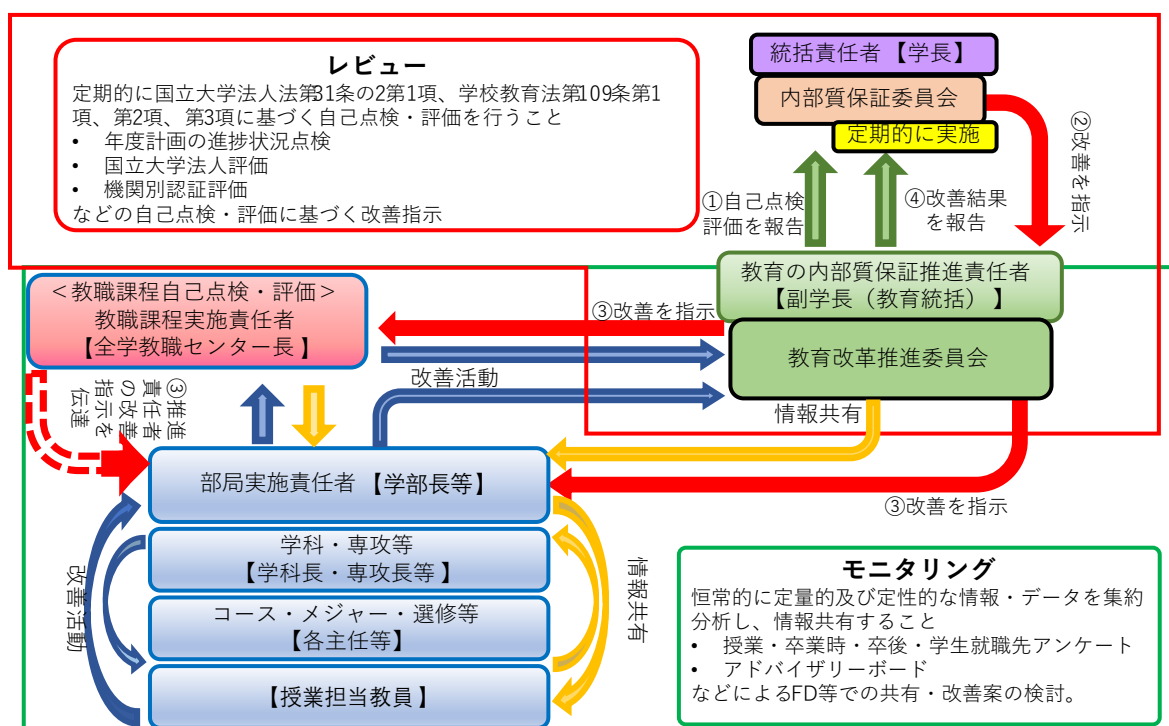
表1 教育の内部質保証実施組織等及び実施責任者

実施組織等	実施責任者
教育改革推進委員会（全学）	副学長（教育統括）※1
各学部・各研究科，全学教育機構及び特別支援教育特別専攻科	学部長・研究科長，全学教育機構長※2
人文社会科学部各学科	各学科長
人文社会科学部各メジャー	各メジャー主任
教育学部学校教育教員養成課程	教務委員会委員長
教育学部養護教諭養成課程	教育保健教室主任
教育学部学校教育教員養成課程教科教育コース各選修，	各教室主任

教育実践科学コース及び特別支援教育コース	
理学部理学科	学科長
理学科各コース	各コース長
工学部各学科	各学科長
農学部各学科	各学科長
農学部各コース	各コース長
大学院研究科各専攻	各専攻長
全学教職センター（全学教職課程）	全学教職センター長
全学教育機構共通教育部門	共通教育部門長
開設授業科目	当該授業科目担当教員

- ※ 1：推進責任者  
 ※ 2：部局実施責任者

図 1 教育の内部質保証体制



## 2. 教育の内部質保証の手順と点検項目

教育の内部質保証は、図1のとおり、モニタリングとして、各種アンケート等の定量的・定性的なデータに基づき、教育改革推進委員会を筆頭に、学部、学科等の各階層でFDや委員会での議論を行い、それらの情報を上位組織にも共有し、上位組織の責任者は、必要に応じて改善の指示をすることとなります。改善の指示を受けた実施責任者は、提案に対する取組の状況を上位組織者に報告しなければなりません。モニタリングの内容は表2のとおりであり、これ以外にも全学や各部局において不定期に実施する調査も含まれる場合があります。

また、モニタリングや機関別認証評価のように定期的実施される点検・評価（レビュー）の結果について、教育の内部質保証の推進責任者（副学長（教育統括））は、定期的開催される「茨城大学内部質保証委員会」を通じて、内部質保証の統括責任者（学長）に報告し、報告を受けた内部質保証の統括責任者は、必要に応じて推進責任者に改善を指示し、推進責任者は教育改革推進委員会及び各部局に改善方針等を示し、改善活動を行うこととなります。

モニタリング、レビューの点検項目等は表3のとおりです。

表2 モニタリング項目及び実施時期

調査名	聴取内容	実施組織	実施時期
新入生アンケート	志望理由、大学における学修に対する期待、入学者選抜に対する意見、希望進路、アドミッション・ポリシー、入試広報活動、入学後の学修・学生生活、ディプロマ・ポリシーに対する理解及び期待	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室並びにアドミッション・センター	毎年度
2年生調査	在学中に取り組みたい事項、大学への要望、基礎学力自己評価、授業に対する総体評価、入学前イメージとの相違、大学外活動、希望進路及びアドミッション・ポリシーに対する理解	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室並びにアドミッション・センター	毎年度
授業アンケート	当該授業に対する到達目標に対する達成度、授業手法等の工夫、授業外学修時間、理解度、満足度、改善点等の意見、その他必要な事項	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室	毎学期
卒業時アンケート	ディプロマ・ポリシー達成度、授業外学修時間、教職課程履修、学修及び学生生活の満足度、その他必要な事項	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室	毎年度
卒業後3年アンケート	ディプロマ・ポリシーに掲げる要素の活用度、在学中の学修・学生生活状況及びその活用度、その他必要な事項	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室	毎年度
卒業生就職先アンケート	在学中に身に付けるべき能力、就職後の能力向上度、ディプロマ・ポリシーに掲げる要素の実装度、就職活動に対する対応度、その他必要な事項	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室	2年度に1回
学校教員配置学校アンケート	茨城県内教員採用後1年以内における「茨城県公立の小学校等の校長及び教員資質の向上に関する指標」の「採用時の姿」の指標達成度その他必要な事項	全学教職センター	毎年度
学生生活実態調査	住居・通学手段、経済状況、生活時間、学修・学生支援満足度、学生生活上の悩み、課外活動・福利厚生施設の満足度、その他必要な事項	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室	毎年度
学長との懇談会	統括責任者と協議の上決定する。	学務部	毎年度1回以上

学部執行部と学生との懇談会	学部長, 研究科長と協議の上決定する。	各学部, 研究科	毎年度 1 回以上
学部アドバイザーボード	学部長, 研究科長と協議の上決定する。	各学部, 研究科	毎年度 1 回以上
教職課程アドバイザーボード	全学教職センター長と協議の上決定する。	全学教職センター	毎年度 1 回以上
教育システム実態調査	教育改革推進委員会において決定する。	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室	必要の都度

表3 教育の内部質保証の点検項目, 実施組織及び点検時期

点検項目	実施組織					点検時期
	全学	学部・研究科	学科・専攻	教育プログラム※	授業担当教員※	
教育の内部質保証	○					毎年度 1 回以上
教育課程	○	○	○	○		每学期又は毎年度 1 回以上
授業科目	○	○	○	○	○	毎年度 1 回以上
学修成果	○	○	○	○		毎年度 1 回以上
成績評価	○	○	○	○	○	毎年度 1 回以上
成績評価に関する異議申立制度	○	○				毎年度 1 回以上
学修指導	○	○	○	○		毎年度 1 回以上
研究指導	○	○	○			毎年度 1 回以上
卒業（修了）判定, 学論文審査	○	○				毎年度 1 回以上
学事暦	○					毎年度 1 回以上
学位授与方針及び教育課程編成方針	○	○	○			設置認可申請又は届出時, 機関別認証評価受審時及び方針改定時
他の大学又は大学以外の教育施設等における学修, 入学前の既修得単位等の単位認定	○	○				機関別認証評価受審時及び規則改正時
CAP 制	○	○				制度変更時
CAP 制（専門職学位課程）	○	○				教職大学院認証評価受審時及び制度変更時
大学院設置基準 14 条特例	○	○				機関別認証評価受審時及び実施方法等変更時
連携協力校の確保（専門職学位	○	○				教職大学院認証評価受審時及び

課程)						連携協力校変更時
夜間の授業への配慮に関する 点検（工学部）	○	○				機関別認証評価受審時及び対応 体制等変更時

※ 教育プログラム：学科等における教育目的を達成するために、体系的に編成された授業科目群及び履修要件を定める組織・単位（メジャー、選修・コース、部会など）。

※ 教育プログラム、授業担当教員の点検は、学科長等の実施責任者の指示により実施。

### 3. 各階層における教育の内部質保証活動

全学から教育プログラムまでの各階層における教育の内部質保証活動は、以下の点検項目・手順等により実施します。

#### ①全学的な教育の内部質保証活動

推進責任者：副学長（教育統括）

実施組織：教育改革推進委員会

点検項目・手順等：別表1のとおり

#### ②学部・研究科単位における教育の内部質保証活動

部局実施責任者：各学部長・研究科長

実施組織：教授会（教育会議）・研究科委員会等

点検項目・手順等：別表1のとおり

#### ③学科・専攻単位における教育の内部質保証活動

実施責任者：各学科長・専攻長

実施組織：学科会議・専攻会議・FD等

点検項目・手順等：別表1のとおり

#### ④コース等の単位における教育の内部質保証活動

実施責任者：コース長、メジャー主任等（表1のとおり）

実施組織：コース等の会議・FD等

点検項目・手順等：学科長等上位組織の実施責任者の指示により、別表1に従い実施

#### ⑤授業担当教員の教育の内部質保証活動

実施責任者：授業担当教員

点検項目・手順等：学科長等上位組織の実施責任者の指示により、別表1に従い実施

### 4. 教職課程の内部質保証

教職課程の内部質保証については、別表2及び「教職課程の内部質保証マニュアル」に基づき実施する。